第49回大阪府新型コロナウイルス対策本部会議　議事概要

○と　き：令和３年５月7日（金曜日）19時00分から19時25分まで

○ところ：大阪府新別館南館８階　大研修室

○出席者：吉村知事・田中副知事・山野副知事・山口副知事・危機管理監・政策企画部長・報道監・総務部長・財務部長・福祉部長・健康医療部長・ワクチン接種推進監・商工労働部長・教育長・府警本部警備部長・大阪市健康局首席医務監

【会議資料】

　会議次第

　　資料１－１　緊急事態措置に基づく要請

資料１－２　府有施設等の取扱いについて

資料１－３　緊急事態措置の延長に伴う府立学校の教育活動について

資料１－４　専門家のご意見

資料２－１　（参考）現在の感染状況・療養状況

資料２－２　（参考）滞在人口の推移

【知事】

・皆さんお疲れ様です。昨日、本部会議を開催いたしまして大阪の感染状況、そして医療の極めてひっ迫している状況を踏まえて、国に対して緊急事態宣言の延長を要請する決定をいたしました。

・それを受けて、本日、国において緊急事態宣言が5月31日まで延長されるということになり、

また、基本的対処方針が定められました。

・現在の大阪の感染状況、感染者数が非常に高く、1000名を超えるという状況で高止まりが続いている状況です。

・また、医療が極限にひっ迫しているという状況に鑑みると、現在の緊急事態宣言の措置の内容を緩めることなく、強い感染対策、本当に事業者の皆さん、府民の皆さんに負担をおかけするんですが、それをお願いせざるを得ないという状況だと思いますし、それが必要だと思っています。

・本日、基本的対処方針が決まりました。それを踏まえて、その中身について詳細を決定し、そして府民の皆さん、事業者の皆さんにお願いをして参りたいと、大阪府の方向を決めて参りたいと思いますのでよろしくお願いします。

※資料１−１に基づいて、危機管理監より説明。

※資料１－２に基づいて、危機管理監より説明。

※資料１−３に基づいて、教育⻑より説明。

※資料１－４に基づいて、健康医療部⻑より説明。

※資料２－１に基づいて、危機管理監より説明。

※資料２－２に基づいて、健康医療部⻑より説明。

【田中副知事】

・医療のひっ迫状況を考えると、今の協力要請の延長はやむを得ないと思うんですが、ただ一つ気になるのが、協力金がどうなるかということなのですけども、検討中かもしれませんが、言える範囲で可能なら、ちょっとお聞きしたい。

【政策企画部長】

・協力金につきまして、今、国と協議をしておりまして、この後、国が発表されると聞いております。

それを受け、大阪府の協力金の仕組みについて発表させていただきたいと考えています。

【知事】

・僕自身の考え方は先ほど冒頭でも申し上げましたけれども、非常に感染状況が厳しい状況、この連休期間中1000名を下回る陽性者の数になっていますが、連休期間中は検査数も少なくなりますから、これをもって感染が大きく減っていると見るのはあまりにも楽観的だと思っています。

・今日も1000名を超える感染状況ですし、変異株の感染拡大力、保健所の報告を聞いても、色々なシチュエーションでかなり拡大力が強いですから、大阪においてはまだまだ非常に大きな山になっている。これを早く下げていかなければならないし、医療が極限にひっ迫している状況を見ると、できるだけ早く下げていく必要がある。

・そうは言っても、ウイルスが感染拡大している中で、横ばいになるのか、さらに上向くのか、これはなかなかわからないところではあります。振り返ってみたら感染者数はわかるのですが、なかなかわからない所もある中での判断は、非常に難しいところではあるのですが、大阪の現状を鑑みると、社会経済は非常に重要で僕もそれを重視する立場なのですが、今は感染対策を徹底すると、人と人との人流、これをできるだけ抑えてくと。人との接触の機会を抑えていくと、今の緊急事態宣言の措置を緩和することなく、今の強い措置を引き続き、本当に負担にはなるのですけれども、お願いをせざるを得ない状況だと思っています。

・その中で、具体的な根拠について、基本的対処方針が改定になりました。1000平米を超える商業施設・遊興施設・運動施設等については、20時までの時短ということで、一定緩和される形になっていますけども、感染状況に応じて、知事の判断で要請することができるとなっていますので、今回、緩めることなく要請の継続をお願いしたいと思っています。

・イベントなのですけども、ここはちょっと基本的対処方針で読みづらい所もあって、質問なのですけども、イベントについても引き続きの要請、数千人単位で人流を抑制しようという時に、たくさんの人が集まるイベントについてはやってください、一方で、1000平米以上の商業施設については控えてくださいというのは、やはり対策として違うだろうと思っています。イベントについても、引き続き無観客開催の要請をしていきたいと思います。

・そのときに、基本的対処方針には施設等について感染状況に応じて、知事の要請をすることができるとなっているのですけど、イベントについては明確な記載がないと思いますが、解釈についてちょっと説明をお願いしたいと思います。

【政策企画部長】

・対処方針ではなかなか読みづらく、国とも解釈につきまして調整をさせていただいております。

・その中で、対処方針の中に、「特定都道府県は、地域の感染状況を踏まえ、都道府県知事の判断により、施行令11条第1項各号に規定する施設のうち、多数の者が利用する施設に対する使用制限等を含めて、施設管理者等に対して必要な協力要請ができるものとする」とあります。

・その中の「施設管理者等」の中にイベント事業者に対しても要請できると解釈をできるとなりましたので、今回イベントにつきまして、無観客の要請をすることになった次第でございます。

【知事】

・もう一つ、これまでの間はゴールデンウィークという期間の特性も考慮して、できるだけ人流を抑えていく、そういった意味で大型の商業施設・遊興施設・運動施設等についての休業要請ということになっています。

・ゴールデンウィークが明け、人流抑制、人と人の抑制は、まだ大阪においては本当に基本的な感染対策になるわけですけど、そこを抑制していかなきゃいけないということになると、企業活動や会社についても、テレワークの徹底をより呼びかけていく必要があると思う。ゴールデンウィークは休みの所が多かったわけですけど。

・その時に、テレワーク等の出勤者数の7割減と、新たに定まりました実施状況の公表、これは非常に重要だと思っています。関西経済界に僕からも働きかけていきたいと思いますけれども、徹底する必要があると思っています。このあたりの意見と方向性について、確認をお願いしたいと思います。

【政策企画部長】

・関西経済連合会に対しましては、本会議が終わりまして、先ほど申し上げました7割のテレワーク等を含めて、協力の依頼をさせていただくということになっております。

・関西経済連合会におかれましては、これを受けまして、松本会長名で会員企業等に協力要請等を発出していただけるというのをお聞きしております。併せて、公表につきましても、これをしていただけるように今後調整させていただきたいと考えているところでございます。

【知事】

・あとは兵庫、京都。これは僕も井戸知事、西脇知事とも話をさせてもらいましたが、京阪神で、同じ緊急事態宣言でありながらも少し内容が変わってくるということもあります。そこの違いと、そしてやっぱり連携して府民の皆さん、関西の皆さんに呼びかけていく必要があると思います。そのあたりについて、事務方で分かっている範囲があれば、答えてもらえたらと思います。

【危機管理監】

・兵庫県、京都府とも、常に事務方としましては、状況の情報交換をさせていただいております。その中で、それぞれの本部会議、あるいは知事のご判断で、少々の違いは出ておりますけれども、大きな方向性としてはある程度人流抑える、そしてコロナの感染を抑制するという点では、そんなに変わってないのではないかなと感じております。

【知事】

・人流抑制の観点もありますけど、平日の休業要請というよりも週末に限定するということと、あとはイベントについては無観客開催ではないと。国の基本的対処方針で定めたとおりになるということで。やはり違いの部分はあると思いますけれども、京阪神で一体になって、この協力関係で進めていく必要があると思っています。これは、井戸知事、西脇知事とも確認もしています。

・大阪がやはり感染としても非常に大きいし、中心的なエリアになると思うので、中身は違いますけども連携して、また大阪においてはなんとか感染拡大を抑えていくと。兵庫、京都も同じ目的で動いてるわけですから、それをしっかりやっていきたいと思います。それぞれの担当部においても連携の方よろしくお願いします。

【商工労働部長】

・先ほどの経済界に対しての取組みのところでございますが、関西経済連合会以外の大阪商工会議所はじめ関係団体につきましても同様に要請の方はお願いしていきたいというふうに考えております。

・傘下の関係企業も多いところでございますので、その点につきましては各企業の方にも公表についての要請をお願いしていくということと、それから7割のテレワーク自体の導入はかなり昨年に比べますと、企業は上がってきてはおるんですが、やはりテレワークの導入だけではなくて、出勤者数の７割を減らしていく、人流を減らしていくというところに大きなポイントがあるかと思いますので、そのあたりについても強調して要請をしていきたいと考えております。

【知事】

・とりわけ商業施設、大規模商業施設、遊興施設、運動施設等の皆さんに、この大阪の感染状況、医療の状況ですので、強い負担をお願いするということになります。

・基本的対処方針においては、午後8時までの時短ということがまず原則としての数字としてありながら、ただ地域の感染状況によっては知事の判断で、という中身になっています。エリアによって状況も対応も変わってくる中で、大規模商業施設の皆さんであったり、遊興施設の皆さん、事業者の皆さんの理解を得ていくというのは、本当に容易なことではないとは思うんですけれども、ここは府庁を挙げて、今の大阪の感染状況を丁寧にお伝えして、協力を仰いでいけるように、僕もではありますけど、担当部においてもしっかりやってもらいたいと思いますので、よろしくお願いします。

・これは法的な根拠とした24条９項で、休業要請も、イベントの無観客開催も、ということでいいですかね。法的根拠も前回と引き続き同じという理解でよろしいですか。

【政策企画部長】

・今知事がおっしゃいますように、前回と同じく法に基づき24条9項の依頼という形になっております。

【知事】

・飲食店の皆様には本当にずっとご負担をおかけしてます。今回も、やはり飛沫というのが一番の出発点ということでもありますから、お酒の提供をするお店、カラオケを提供するお店については休業要請。加えて、利用者のお酒の店内持ち込みの場合も、酒類提供をする場合と同じ、45条として要請することになりました。また、現在見回り隊で、色々回りながら協力要請もお願いしています。そこもしっかりやっていってもらいたいと思いますのでよろしくお願いします。　　　　　　　　　　以上